用語の解説

個人の基本属性に関する事項

1 年齢

平成24年9月30日現在における満年齢である。

2 配偶関係

配偶関係は,戸籍上の届出の有無に関係なく,現在,妻又は夫のある者を配偶者ありとした。

未婚…結婚したことのない者

配偶者あり…現在、妻又は夫のある者

死別・離別…妻又は夫と死別又は離別して,現 在独身でいる者

3 世帯主との続き柄

世帯主…世帯(住居と生計を共にしている者の集まり)を代表する者

通常、世帯主とみなされる人であっても、例えば、出稼ぎや単身赴任・入院などで不在期間が3か月以上にわたる場合は、その配偶者を「世帯主」にするなど、必ず世帯員のうちからこれに代わるべき人を世帯主とした。

親族世帯員……世帯主の親族である世帯員 世帯主の配偶者…世帯主の妻又は夫 その他の親族世帯員…世帯主の配偶者以外 の親族世帯員

非親族世帯員……家事あるいは営業のための 単身の住み込みの従業者など,親族以 外の人

4 収入の種類

通常得ている収入を,次のように区分した。

賃金・給料…会社,団体,官公庁,個人商店などに雇われている人が,その勤め先から得ている給料,賃金,賞与,役員手当などの収入

事業収入(農業収入を含む) …個人商店や個人 経営の農業などのように個人経営の 事業から得られる収入や,自営の医 師・弁護士,文筆家などの収入

内職収入……家庭で行う賃仕事から得ている 収入

社会保障給付のうち

年金·恩給···国民年金(基礎年金),厚生年金,共済年金,企業年金(厚生年金基

金,適格退職年金,確定拠出年金,確 定給付企業年金等),恩給など

雇用保険…公共職業安定所から受ける雇用 保険金

その他の給付…「年金・恩給」や「雇用保険」 以外の生活保護などの社会保障給付

仕送り……別に住んでいる単身赴任や出稼ぎ などの親族や知人からほぼ定期的に 送られてくる生計費

家賃・地代…家賃,間代,地代,権利金,小作 料など,所有している家屋や土地の賃 貸料などの収入

利子・配当…貯金・貸金の利子,公社債の利子, 株式配当金,著作権・特許権の使用料 などの収入

その他……上記以外の収入

世帯属性に関する事項

5 世帯

住居と生計を共にしている者の集まりをいう。

一般世帯…住居と生計を共にしている二人以上の集まり

なお、単身の住み込みの雇人は、そ の住み込んでいる世帯の世帯員とし た。

単身世帯…一人で一戸を構えて暮らしている 者や,単身で間借りをしている者,あ るいは寮,寄宿舎,下宿屋などに居住 する単身者一人一人

6 世帯所得

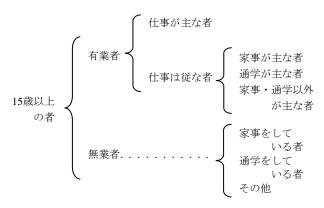
世帯所得とは、世帯主、世帯主の配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている過去1年間(平成23年10月~24年9月)の収入(税込み額)の合計をいう。

なお,年金,恩給など定期的に得られる収入は 含めるが,土地,家屋や証券などの財産の売却に よって得た収入,預貯金の引き出しなど所有財産 を現金化したものや,相続,贈与,退職金などの 臨時的な収入は含まない。

就業に関する事項

7 就業状態

15歳以上の者を,ふだんの就業・不就業の状態により,次のように区分した。



<就業状態の捉え方>

国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業,不 就業の状態を把握しているのに対し,この調査で は,ふだんの就業・不就業の状態を把握している。

有業者……ふだん収入を得ることを目的として 仕事をしており,調査日(平成24年10月 1日)以降もしていくことになっている 者及び仕事は持っているが現在は休ん でいる者

> なお、家族が自家営業(個人経営の商店、工場や農家など)に従事した場合は、 その家族が無給であっても、自家の収入 を得る目的で仕事をしたことになる。

また,仕事があったりなかったりする 人や,忙しい時だけ実家を手伝う人など で,「ふだんの就業状態」がはっきり決 められない場合は,おおむね,1年間に 30日以上仕事をしている場合を,有業者 とした。

無業者……ふだん仕事をしていない者, すなわち, ふだん全く仕事をしていない者及び臨 時的にしか仕事をしていない者

8 従業上の地位・雇用形態

有業者を, 次のように区分した。

自営業主……個人経営の商店主,工場主,農業 主,開業医,弁護士,著述家,家政婦 など自分で事業を営んでいる者

> 自営業主を、「雇人のある業主」、「雇 人のない業主」、「内職者」の3つに区 分した。

- **雇人のある業主**…自営業主のうち,ふだん有 給の従業員を雇い,事業を営んでい る者
- **雇人のない業主**…自営業主のうち, ふだん従 業員を雇わず, 自分ひとりで又は家 族と事業を営んでいる者
- 内職者……自宅で材料の支給を受け、人を雇 わず、作業所や据付機械など大がか りな固定的設備を持たないで行う 仕事をしている者
- 家族従業者…自営業主の家族で,その自営業主 の営む事業を無給で手伝っている者
- **雇用者**……会社員,団体職員,公務員,個人商店の従業員など,会社,団体,個人, 官公庁,個人商店などに雇われている者
- 会社などの役員…会社の社長,取締役,監査役, 団体・公益法人や独立行政法人の理 事・監事などの役職にある者

「会社などの役員」以外の雇用者を,勤め 先での呼称によって,「正規の職員・従業員」, 「パート」,「アルバイト」,「労働者派遣事業 所の派遣社員」,「契約社員」,「嘱託」,「その 他」の7つに区分した。

なお,「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめて「非正規の職員・従業員」として表章している。

- 正規の職員・従業員…一般職員又は正社員などと呼ばれている者
- **パート**……就業の時間や日数に関係なく,勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
- **アルバイト**…就業の時間や日数に関係なく, 勤め先で「アルバイト」又はそれらに 近い名称で呼ばれている者
- 労働者派遣事業所の派遣社員…「労働者派遣 事業の適正な運営の確保及び派遣労 働者の保護等に関する法律」(昭和60 年法律第88号。以下「労働者派遣法」 という。)に基づく労働者派遣事業所 に雇用され、そこから派遣されて働い ている者

ただし, 次のような業務に従事する

者は含めない。

- 港湾運送業務,建設業務,警備業務,医療関係の業務
- ・デパートの派遣店員など
- ・ 民営の職業紹介機関やシルバー人 材センターなどの紹介による場合 や請負,出向

契約社員……専門的職種に従事させること を目的に契約に基づき雇用され,雇用 期間の定めのある者

嘱託……労働条件や契約期間に関係なく,勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者

その他……上記以外の呼称の場合

9 雇用契約期間の定めの有無, 1回当たりの雇用 契約期間,雇用契約の更新回数

雇用契約期間の定めの有無について、「定めがある」、「定めがない(定年までの雇用を含む)」、「わからない」の3つに区分し、さらに、「定めがある」者について、1回当たりの雇用契約期間を「1か月未満」、「1か月以上6か月以下」、「6か月超1年以下」」、「1年超3年以下」、「3年超5年以下」、「その他」の6つに区分した。

ただし、同じ事業所で、契約期間の更新を繰り返しながら働いている場合は、最初に契約したときからの通算ではなく、現在の契約期間をいう。

<雇用契約の更新回数>

雇用契約期間の定めがあり、かつ雇用契約を更新したことのある者について,更新回数を聞いた。

10 産業

産業は、就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類によって定めた。ただし、労働者派遣法に基づく人材派遣企業からの派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類によっている。産業分類は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを用いている。

11 職業

職業は、就業者が実際に従事していた仕事の種類によって定めた。

職業分類は、日本標準職業分類(平成21年12月

改定) に基づき, 就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを用いている。

12 年間就業日数,就業の規則性及び週間就業時間 200日以上就業者…1年間を通じて200日以上 働いている者

200日未満就業者…1年間を通じて働いている 日数が200日未満の者

年間就業日数が200日未満の者について,就業の規則性に基づき、次の3つに区分した。

規則的就業……毎日ではないが、おおむね規 則的に仕事をしている場合

季節的就業……農繁期や盛漁期など特定の 季節だけ仕事している場合

不規則的就業…仕事があるとき、又は仕事が 忙しいときのみに仕事をしている 場合

また、200日以上就業者及び200日未満就業者のうち規則的就業者について、週間就業時間を調査した。この「週間就業時間」は、就業規則などで定められている時間ではなく、ふだんの1週間の実労働時間をいう。

13 所得

単に「所得」という場合は、本業から通常得ている年間所得(税込み額)をいう(現物収入は除く。)。

過去1年間に仕事を変えた者や新たに仕事に 就いた者については、新たに仕事に就いたときか ら現在までの収入を基に、1年間働いた場合の収 入額の見積りによる。

なお,家族従業者については,所得の各区分に は含めず,総数にのみ含めている。

自営業主の所得…過去1年間に事業から得た 収益、すなわち、売上総額からそれに 必要な経費を差し引いたもの

雇用者の所得……賃金,給料,手間賃,諸手当, ボーナスなど過去1年間に得た税込 みの給与総額

14 就業異動

過去1年以内の就業異動により、15歳以上の者 を次のように区分した。



継続就業者…1年前も現在と同じ勤め先(企業) で就業していた者

転職者……1年前の勤め先(企業)と現在の勤め先が異なる者

新規就業者…1年前には仕事をしていなかったが、この1年間に現在の仕事に就いた者

離職者……1年前には仕事をしていたが、その 仕事を辞めて、現在は仕事をしてい ない者

継続非就業者…1年前も現在も仕事をしてい ない者

また,就業異動の履歴により,15歳以上の者を 次のように区分した。

入職就業者……前職がない有業者 転職就業者……前職がある有業者 離職非就業者…前職がある無業者 就業未経験者…前職がない無業者

15 継続就業期間

現在の勤め先(企業)に勤め始めてからの年数をいう。途中で勤務地や職種が変わった場合でも、現在の勤め先に勤め始めてからの年数及び月数とした。

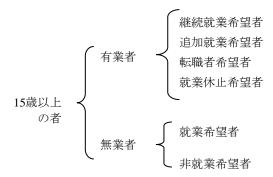
なお,季節的に一時休業する仕事であっても毎年繰りしその仕事に就いている場合には,その休業期間中も継続して就業しているものとした。

16 前職

現在の仕事に就く以前にしていた仕事又は現 在無業の人が以前に仕事をしていた場合はその 仕事。

17 就業希望

就業に関する希望により、15歳以上の者を次のように区分した。



継続就業希望者…現在就いている仕事を今後 も続けていきたいと思っている者 のうち,「追加就業希望者」に該当 しない者

追加就業希望者…現在就いている仕事を続け ながら,他の仕事もしたいと思って いる者

転職希望者……現在就いている仕事を辞めて, 他の仕事に変わりたいと思ってい る者

就業休止希望者…現在就いている仕事を辞め ようと思っており、もう働く意思の ない者

就業希望者……何か収入になる仕事をしたい と思っている者

非就業希望者……仕事をする意思のない者

18 就業時間の希望

現在の仕事の就業時間をどのようにしたいかで区分した。

今のままでよい…特に就業時間を変えたいと 思っていない場合

増やしたい……例えば、もっと収入を増やしたいなどの理由で仕事の時間や就業日数を増やしたいと思っている場合

減らしたい……例えば、余暇時間を増やしたい などの理由で仕事の時間や就業日数を 減らしたいと思っている場合

19 転職希望理由

転職希望者の転職を希望する理由をいう。

一時的についた仕事だから…現在の仕事が、希望する仕事に就くまで暫定的に就いた仕事である場合

- **収入が少ない**…現在の仕事から得られる収入 では十分ではない場合
- 事業不振や先行き不安…倒産や人員整理のお それがあるなどの理由から企業に将 来性がないと思っている場合
- 定年又は雇用契約の満了に備えて…近く迎え る定年後の再就職のための仕事を定 年前に見つけたい場合など
- 時間的・肉体的に負担が大きい…就業時間が長過ぎるなど、仕事が過重で肉体的に負担が大きい場合や過度の緊張を要するなど精神的負担の大きい場合
- 知識や技能を生かしたい…現在の仕事に自分 の知識や能力が十分にいかされてい ない場合や仕事の内容が自分に向か ない場合など
- 余暇を増やしたい…より就業時間の短い仕事 に変わって、例えば、習いごとや学習 などのため余暇時間を増やしたいと 思っている場合
- **家事の都合**…家事(出産,育児,介護,看護などを含む。),結婚などの都合で他の仕事に変わりたいと思っている場合

20 希望する仕事の形態

有業者のうちの「追加就業希望者」と「転職希望者」及び無業者のうちの「就業希望者」が就くことを希望する仕事の雇用形態をいい、「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「自分で事業を起こしたい」、「家業を継ぎたい」、「内職」、「その他」8区分とした。

なお,会社などの役員として仕事をしたいと考 えている者は「その他」に区分する。

21 就業希望の理由

無業者が何か収入になる仕事をしたいと思っている理由をいい「失業している」,「学校を卒業した」,「収入を得る必要が生じた」,「知識や技能を生かしたい」,「社会に出たい」,「時間に余裕ができた」,「健康を維持したい」,「その他」の8区分とした。

22 希望する仕事の種類

無業者のうち就業希望者が就くことを希望する仕事の職種をいい,「**製造・生産工程職」,「建**

設・採掘職」、「輸送・機械運転職」、「営業・販売職」、「サービス職業」、「専門的・技術的職業」、「管理的職業」、「事務職」、「農林漁業職」、「その他(保安職など)」、「仕事の種類にこだわっていない」の11区分とした。

23 求職活動の有無

有業者のうちの「追加就業希望者」と「転職希望者」及び無業者のうちの「就業希望者」について、実際に仕事を探したり、準備したりしているかどうかによって、「求職者」と「非求職者」とに区分した。

「仕事を探したり、準備したりしている」とは、インターネットの求人・求職サイトや新聞広告の求人欄・求人情報誌を見て応募したり、公共職業安定所や民間職業紹介所に申し込んだり、直接人に頼んで仕事を探してもらっている場合やその結果を待っている場合、また、労働者派遣事業所に登録して仕事がくるのを待っている場合や、事業を始めるための資金、資材、設備の調達などの準備をしている場合をいう。

24 非求職の理由

無業者のうち非求職者が求職活動をしていない理由をいい、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」、「知識・能力に自信がない」、「出産・育児のため」、「介護・看護のため」、「病気・けがのため」、「高齢のため」、「通学のため」、「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」、「急いで仕事につく必要がない」、「その他」の11区分とした。

25 非就業希望理由

無業者で収入になる仕事をしたいと思ってい ない理由をいう。

- **介護・看護のため**…日常生活において家族のために何らかの手助けをする必要があり、 就業を希望していない場合
- 家事(出産・育児・介護・看護以外)のため… 炊事,洗濯などの家事をしていて,就業 を希望していない場合
- **病気・けがのため**…病気・療養などの理由で就 業を希望していない場合
- 学校以外で進学や資格取得などの勉強をして いる…自宅や図書館などで進学や資格 取得などに向け勉強しているため,就業

を希望していない場合

その他…その他の理由で就業を希望していない場合

26 前職の離職理由

前の仕事を辞めた理由をいい、仕事に起因する 場合と、それ以外の場合に区分している。

仕事に起因する場合については、「会社倒産・ 事業所閉鎖のため」、「人員整理・勧奨退職のため」 を非自発的理由とし、「事業不振や先行き不安の ため」、「収入が少なかったため」、「労働条件が悪 かったため」、「自分に向かない仕事だった」、「一 時的についた仕事だから」を自己都合による理由 に区分した。

27 前職の離職時期

転職就業者及び離職非就業者が前の仕事を辞 めた時期をいう。

28 初職

最初に就いた仕事のことである。ただし、通学の傍らにしたアルバイトなどは、ここでいう最初に就いた仕事とはしない。